

第 4944 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2014年)平成26年 3月18日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 飲食交際費

**Q**：平成26年度の税制改正で、交際費課税が緩和され、飲食交際費の50%が損金算入できるようになるとか。飲食交際費とはどんな交際費をいうのですか？

**A**：5,000円までの飲食費が損金になる飲食交際費は次のようなものです。

### 【解説】

今年度改正される飲食交際費の詳細は、まだ明らかになっていませんが、5,000円までの飲食が損金になる飲食交際費と同様になる模様です。5,000円までの飲食交際費とは、次のようなものです。

#### ①交際費等から除外する飲食交際費

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（接待等）のために支出するものをいい、飲食交際費とは、飲食その他これに類する行為のために要する費用をいいます。ただし、この飲食交際費には、もっぱらその会社の役員もしくは従業員又はこれらの親族に対する飲食費は含まれないとされています。

#### ②ゴルフ接待での飲食費

ゴルフ接待に伴う飲食は、ゴルフ接待という一連の行為の中で行われるものですので、飲食費だけをゴルフ場への支払代金の中から抜き出しても飲食交際費として取り扱うことは認められません。また、この取扱いは、レストラン等がゴルフ場と別会計であっても同様です。

